# 令和 年度減額免除等団体登録申請書(利用施設ごと)

#### 武雄市教育委員会 様

武雄市立小中学校施設使用条例第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

令和 年 月 日

				计机	+	月	Д
学 校 名	小学校・中学校						
使用施設	1. 屋内運動場	島 (体育館)	2. 屋	≧外運動場(グラ	ウンド)		
団体名							
代表者	住 所						
	氏 名						
	連絡先	(	)				
団体構成員	人数	人					
	うち市内在住の人数	うち	人(市	<b></b> 方内割合	%)		
活動の内容				入場料・参加料 の有無	有 • 無		<b>!!!</b>
				身体障害者手帳 等の有無	有	• 4	₩
備考					1		

## 【学校決裁】

校 長	教	頭	担	当
(学校受付	忡印)			
意見				

## 【学校教育課決裁】

課長	参 事 担 当
減免事由 ※裏面	1 · 2 · 3 · 4 · 5 · 6 · 7 · 8
使用料	1. 免除 2. 50%減額 3. 減免無し

上記のとおり決定しましたので通知します。

令和 年 月 日

武雄市教育委員会 教育長 印

## ※減免事由について

	減免基準	減免割合	備考			
1	市又は教育委員会が主催又は共催するとき		後援の場合は対象外			
2	市内の学校教育法第1条に規定する学校等が学校行事として利用するとき		部活動は対象外			
	学校等:保育園、認定こども園、専門学校(看護学校等)					
3	市内の行政区等が利用するとき	免除				
4	市の社会教育関係団体がその団体の行事として利用するとき					
5	市民の自主的な文化活動、教育振興又はまちづくり活動のために利用するとき					
6	市内の障がい者団体が利用するとき	免除				
	(1)「障がい者団体が利用するとき」に該当する類型 ① 認定団体 ② 認定団体の上部団体 ③ 指定事業所等					
	(2) 認定団体について					
	ア 認定要件及び認定手続について「武雄市障がい者団体認定要綱」参照					
	イ 減免要件 利用目的:その団体の目的を達成するために必要な活動					
7	身体障害者手帳等の交付を受けている者が利用するとき	5割				
	(1) 「身体障害者手帳等の交付を受けている者が利用するとき」に該当する類型 ① 障がい者個人が使用する場合 ② 障がい者を含むグループ (複数名) で使用する場合					
	(2) 障がい者個人が使用する場合 (上記(1)①) の要件について					
	・身体障害者手帳等の交付を受けている者及び当該者を介護する者1名が減免対象。					
	・障害者基本法第24条の趣旨に鑑み、障がい者に市内居住要件は設けない。					
	(3) 障がい者を含むグループ (複数名) で使用する場合 (上記(1)②) の要件について					
	・障害者基本法第24条の趣旨に鑑み、障がい者に市内居住要件は設けない。					
	・利用目的:障がい者との交流活動や障がい者の支援に取り組む活動など、障がい者の自立及び社会参加を促進す					
	る活動を行うことを目的とした利用 (障害者基本法第24条の趣旨に即した利用)					
$\vdash$			ı			

◎いずれの場合も、営利目的での使用は減免対象としない(「減免の承認を行う場合には、政策的な場合を除いて公益性・ 平等性により判断する」

10割以内

8 上記に掲げるもののほか、市長(又は教育委員会)が特に必要と認めるとき

- ◎身体障害者手帳等を有する個人またはグループが申請を行う場合、身体障害者手帳等の提示を求め、その結果について 意見欄に記載する。
- ◎詳細については下記資料を参照する。
- ・使用料減免基準ガイドライン
- ・ 武雄市障がい者団体の認定要綱
- ・武雄市社会教育関係団体の認定に関する要綱